

外商投資企業の自主清算手続きについて

(本稿内容はご参考のみに供するものであります)

中国における外商投資企業は、合弁、合資、100%独資による経営期間満了後または経営期間内における事前解散等の解散事由が出現した場合において、法律規定の手続きに基づき清算を行います。そのうち、解散事由により、普通清算(自主清算)及び特別清算(破産清算)の2種類に分けられます。下記において外商投資企業の自主清算手続きについて概要をご説明致します。

一、自主清算の定義及び法的根拠

自主清算とは、企業が法定手続きに基づき自主的に公司登記機関にて抹消手続きを行うものであり、この際株主または董事会では通常重大な紛争は存在しません。

中国対外貿易経済合作部(現在の「商務部」)が1996年7月9日に発布した「外商投資企業清算弁法」(以下、「弁法」という)は外商投資企業清算に適用される法律根拠でありましたが、「国务院による部分行政法規廃止の決定」(国务院令第516号、2008年1月15日公布)により、当該「弁法」は廃止されました。近年では、中国政府は内資企業と外商投資企業において設立、管理、解散等の方面においては同様とする傾向にあり、行政審査簡略化の指導政策の影響もあり、外商投資企業の自主清算の法的根拠及び手続きについては重大な変化が生じました。現在、外商投資企業清算の主な法的根拠は下記の通りです。

- ①「中華人民共和国公司法」(2013年12月28日修訂、2014年3月1日から施行)
- ②「中華人民共和国企業法人登記管理条例」(2014年2月19日修正施行)
- ③「商務部弁公亭の外商投資企業解散と清算業務の法的実施についての指導意見」(商法字〔2008〕31号、2008年5月5日公布施行)

二、自主清算の流れについて

1. 清算前の準備

(1) 公司権力機構での決議

董事会(中外合資企業、中外合作企業)または株主会(外商独資企業)において、解散決定の董事会または株主決議を行う。

(2) 公司債権債務の処置法案

全面的に公司が対外的に締結した各種契約を整理し、同時に書面通知書を作成し、清算開始後、他の契約当事者へ通知できるようにする。

(3) 従業員処遇方案

公司与従業員が締結している労働契約が満了するかどうか、経済補償金の金額等、従業員と労働契約を終了または解除するための準備を行う。

2. 商務委員会等関連部門へ解散申請を行う。

3. 関連部門による解散許可を取得した日から15日以内に清算委員会を立ち上げ、成立の日から10日以内に工商部門へ清算メンバーの登記を行う。

4. 公司内部清算の開始

(1) 清算委員会会議を行い、清算方案を確定し、清算業務計画を制定する。

(2) 公司財産を整理し、貸借対照表と財産リストを作成する

(3) 新聞上に對外広告を掲載し、書面にて債権者に通知する。

(4) 公司の債権債務を処理する。

(5) 職員の処遇について処理する。

(6) 各税金、費用を支払う。

5. 税務登記抹消手続き、外貨登記抹消、税関登記抹消手続き等を行う

6. 清算報告書を作成し、董事会または株主会へ報告後、認可を得る。

7. 商務委員会等関連部門へ批准証書抹消申請を行う。

8. 工商部門にて登記抹消申請を行う

9. 銀行の基本口座、社会保険登記等その他関連証書または登記の抹消を行う。

三、清算手続きフローチャート

